

報道関係者 各位

令和3年12月15日

【照会先】

東京労働局労働基準部監督課

監督課長 中村 祐樹

主任監察監督官 坂本 直己

電話 03-3512-1612

ベストプラクティス企業への職場訪問を実施しました

～ 東京労働局長が日本国土開発株式会社を訪問 ～

東京労働局（局長 辻田博）では、「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和3年11月29日（月）、ベストプラクティス企業（時間外労働の削減等に向けて積極的に取り組む企業）への東京労働局長による職場訪問を実施しました。

今回は、建設業で積極的な取組を行っている企業として、日本国土開発株式会社（東京都港区・総合建設業）を訪問し、同社の代表取締役社長 朝倉健夫氏、常務執行役員（働き方改革推進室長） 笹尾佳子氏から、建設業における令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用に向けた労働時間削減の取組等についてご説明いただきました。

【取組の概要】

① 労働時間削減のための行動指針の策定、周知

「現場業務における労働時間削減のための行動指針」を策定し、各現場作業所にポスターを掲示するなどにより周知している。

行動指針には、年間の時間外労働時間を720時間未満とすること、週休2日（年間104日の休日）を実現することなど、労働時間削減の具体的な目標とともに、目標を実現するための具体的な方法（1日最低2時間以内の「デスクワークタイム」を定時に設けるなど）が記載されており、会社と現場における労働時間削減に向けた目標やそれに向けた方針の一致が図られている。

② 社員の意識改革を目的として、働き方改革についての研修を各地で実施

働き方に係る意識改革を目的として、本社のほか現場で勤務する社員に対し、全国各地でこれまで80回の研修を実施している。

研修においては、労働基準関係法令の説明のほか、長時間労働の要因と働き方改革の必要性、会社の労働時間プロジェクトにおいて策定したアクションプラン等について説明し、会社として一丸となって労働時間削減に取り組んでいくという意識の醸成に繋がっている。

③ 週休2日サポーター制度の導入

各現場での週休2日の実現に向けて、時間外労働が比較的少ないオフィス勤務の社員が各現場の業務をサポートする取組を実施しており、この取組により

業務の平準化が図られている。

④ 働き方改革表彰を実施し、好事例を社内に水平展開

働き方改革に積極的に取り組み、労働時間の削減や休日・休暇の確保などについて実績のあったいくつかの現場を表彰し、表彰された現場における取組を冊子にして好事例として全社的に展開している。

表彰は、各現場における働き方改革へのモチベーションとなっているほか、全ての現場において、労働時間削減の具体的な手法の共有に役立っている。



朝倉社長（右）から取組事例について説明を受ける辻田労働局長（左）



笹尾常務（右側手前）と意見交換する辻田労働局長（左側奥）

また、最高の賞である社長賞の表彰を受けた現場の志川浩一所長や社員の方に、現場からオンライン形式でお話をお伺いしました。

志川所長から、定時に担当者間の連絡調整を綿密に行うことにより、作業終了後の長時間の打ち合わせをやめたことが、現場における労働時間削減に効果的だった、との説明がありました。



志川所長（写真内ディスプレイ中央）と意見交換する辻田労働局長（左）

日本国土開発株式会社では、建設業における令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用に向け、計画的に労働時間の削減に取り組んだ結果、その2年前の今年度において、同社の目標である年間の時間外労働720時間未満を達成できる見通しとなっています。

同社では、今後は現場のDX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進し、時間外労働年間360時間を目指して取組を行っていくこととしています。

東京労働局では、今後も長時間労働の削減に向け、このような積極的な取組を広く紹介していきます。